

令和元年12月27日

京丹後市長 三 崎 政 直 様

京丹後市まちづくり委員会

会長 中 谷 真 憲

京丹後市まちづくり基本条例の見直しについて（答申）

令和元年7月29日付け1政策第852号で諮問のあった「京丹後市まちづくり基本条例について、同条例第32条に基づく条例の検討及び見直し」について、慎重かつ厳正に審議を行った結果、下記のとおり答申します。

記

I はじめに

平成20年4月1日に京丹後市まちづくり基本条例（以下「本条例」という。）が、制定・施行され、今年で12年目を迎えました。

市長の諮問を受け、本条例が京丹後市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討しました。

本条例の見直し審議にあたっては、多岐にわたる分野の委員、さらにはアドバイザーにも加わっていただき、市全体のまちづくりに関する内容について広く意見をお聞きするとともに、3つの視点（本条例で①議会と行政が変わったか②市民サービスが変わったか③市民の意識と行動が変わったか）を基にした意見交換等、多様な観点から見直しの作業を進めました。

II 見直しの検討結果

本条例は、京丹後市のまちづくりを市民と行政と議会が一体となり推し進めるための仕組みや基本的ルールを定め、京丹後市における最高規範として位置付けられており、自治と協働によってまちづくりを進めるための原動力となるものです。

見直しにあたっては、国の法改正等に伴う現行制度の見直しや市政運営の根幹に関する新たな方向付け、市民への本条例の定着の観点から課題を整理し検討を行いました。

その結果、本条例が京丹後市にふさわしいものであり続けるために、一部本条例の見直しを要するものも含め、京丹後市まちづくり委員会（以下「委員会」という。）として以下の意見を取りまとめ、答申とします。

1 具体的な見直し事項

国の法改正などに伴い現行制度の見直しを図る必要のある事項という観点から、委員会で見直しについて検討した事項は、次のとおりです。

<第13条関係>

(現行)

(青少年の権利)

第13条 満20歳未満の青少年は、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参加する権利を有する。

(改正案)

(青少年の権利)

第13条 満18歳未満の青少年は、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参加する権利を有する。

【見直すべきとする事由】

選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正が平成28年6月19日に施行され、また平成30年6月13日には、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律（民法：明治29年法律第89号）が成立したことにより、本条例第13条の規定について見直すものです。なお、民法の一部を改正する法律は令和4年4月1日から施行となっています。

2 付帯意見

～京丹後市まちづくり基本条例を生きたものとするために～

本条例を生きたものとするための実効性の確保に係る意見について、次のとおり報告します。

(1) 市民参加の仕組みの確立

行政運営に関して、早い段階での市民への情報共有を行い、特に女性や青年層の参加やその意見を反映する場の整備を進め、「参加のシステム」の確立を図ることが必要と考えます。

(2) 協働の仕組みづくり

行政のあり方、市民サービスの提供のあり方として、市民と一緒にサービスをつくっていく「協働」の仕組みづくりを積極的に進めていくことが必要と考えます。

(3) 情報の共有、市民との対話、行政の説明責任

行政から市民への情報の一層の共有を行うとともに、市民との対話に対する行政の説明責任を十分に果たしていくことが必要と考えます。

(4) 地域の自治の仕組みづくり

地域自治の中で、様々な地域課題を積極的に解決できるような支援をしていくため、市民局またはもう少し大きな枠組みの中で、市民と行政との、地域での新しい協働の仕組みが必要であり、地域の自治の仕組みづくりを積極的に検討する必要があると考えます。

(5) 中間支援の仕組み

行政区や地域自治の活動を支える人材・組織化・運営管理等に関する、より積極的な中間支援の仕組みが必要と考えます。専門知識・専門性を持った人材や組織が、市民の活動を支えながらまちづくりを共に進めていくことが望ましく、行政としてそうした仕組みに関しもっと積極的な後押しが必要と考えます。

(6) 本条例をまちづくりに活かす

本条例の認知度が低い・活かされていないという意見も多いことから、本条例をテーマにまちづくりについて考えていただくため、市民の方々との対話や市民間での議論の場を、つくっていく必要があると考えます。

Ⅲ おわりに

委員会では、本条例に基づく施策を検証するなかで、様々な意見がありました。

本条例の改正案に際して、満18歳未満の青少年たちのまちづくりへの参加をさらに促せるように、行政として積極的に後押ししていく行政の方向性が必要と考えます。

合併後15年が経過し、広域で動き始めた行政等と異なり、地域では従来どおりの地区運営が行われ、行政等からの依頼業務増加による地域自治業務の多忙化に加え、少子高齢化や核家族化による住民自治意識の低下を招きつつある課題を抱えています。この課題解決に向けて、中間支援が必要であるとともに、市民を主体とした市民同士の自発的な助け合いの中で、ネットワークなどによるシェアを進めつつ、人と人がどう繋がり、課題に対応していくのかということを積極的に進めていくことが必要と考えます。

また、近年様々な自然災害が発生し、行政だけの危機管理や対応には、限界があることから、地域にあっては、持続可能な地域づくりの考えのもとに、それぞれの特性を生かして、役割と責任を担いながら、地域課題の解決に取り組むことが求められており、今後持続可能な地域づくりを進めていく上で、全ての市民が協力していくことが必要であり、委員会としても注視していく点だと考えます。

加えて、本条例制定から12年経つ現在でも、本条例の認知度が低いことがうかがわれることから、今後も本条例をより多くの市民に対して周知するための取り組みや市民の関心を高める取り組みについて期待します。また、行政が広域化することにより、行政運営の効率化、業務の専門化が図られていることは評価できる反面、各部署の連携した総合的な行政対応が求められます。このことを次の時代に向けての課題と捉え、問題提起するとともに、より横断的、総合的な行政運営を期待します。

IV 「京丹後市まちづくり基本条例」検討の経緯

1 京丹後市まちづくり委員会の開催

月日	会議名	場所	出席数	内容
7/29	第1回まちづくり委員会	市役所 205 会議室	12 人	委員委嘱、役員選出、市長諮問
8/26	第2回まちづくり委員会	市役所 205 会議室	10 人	京丹後市のまちづくりに関するアンケートの検討
9/30	第3回まちづくり委員会	市役所 201 会議室	10 人	条例改正検討 未来のまちづくりワークショップ ・持続可能な地域づくりの取り組み
10/28	第4回まちづくり委員会	市役所 205 会議室	9 人	条例改正検討
12/13	第5回まちづくり委員会	市役所 201 会議室	10 人	答申案検討及び確認

2 検討方法

- (1) 国の法改正などに伴い現行制度の見直しを図る必要のある事項は、自治の充実という観点から本条例に適切に反映する。
- (2) アドバイザーからの助言により、本条例の改正検討における3つの視点を基にした意見交換を行う。
本条例で、
視点① 議会と行政が変わったか
視点② 市民サービスが変わったか
視点③ 市民の意識と行動が変わったか
- (3) 「未来のまちづくりワークショップ」や現在、市が進めている「持続可能な地域づくり」の取り組みについての説明を受けた上で、様々な角度からまちづくりに関する意見交換を行う。

3 京丹後市まちづくり委員会委員名簿

役 職	委員氏名	役職等
会 長	中谷 真憲	学校法人 京都産業大学 法学部 教授
職務代理	川戸 一生	京丹後市区長連絡協議会 副会長
委 員	大庭 哲治	京都大学大学院 経営管理研究部 准教授
委 員	吉岡 和信	京丹後市区長連絡協議会 会長
委 員	野々垣 里美	子育て世代代表
委 員	奥野 美智恵	知識経験者
委 員	中西 脩介	京丹後市商工会青年部 部長
委 員	吉岡 高博	一般社団法人 京丹後青年会議所 専務理事
委 員	土出 尉恵	社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会 福祉課長
委 員	越江 昭公	京丹後市農業経営者会議
委 員	味田 佳子	京都府丹後広域振興局 企画総務部 企画振興室 協働コーディネーター
委 員	小林 朝子	一般社団法人 丹後暮らし探求舎 移住相談員
アドバイザー	新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科・政策 学部 教授

V 参考資料

- ・令和元年度京丹後市まちづくり委員会会議録